

4月15日（日）は 神埼市長・市議会議員選挙の 投票日です

私たちの声を反映させるための大切な選挙です。大切な一票を投じてください。

◎問い合わせ 神埼市選挙管理委員会 ☎37-0100

町名	投票所（施設名）	投票区域
神埼町	第1投票所 （神埼小学校講堂）	二丁目、三丁目、四丁目、西小津ヶ里（旧枝ヶ里）、小津ヶ里、永歌、大門、本堀、野目ヶ里、荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、神納、本告牟田、池辺田、山田、鶴田
	第2投票所 （神埼市中央公民館）	一丁目、協和町、出来町、大依、駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、猪面、利田、犬の目、鶴西
	第3投票所 （仁比山小学校講堂）	鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、城原、朝日、竹原、志波屋、東山、三谷、的、小淵、仁比山
	第4投票所 （B&G海洋センター）	尾崎東分、岩田、唐香原、平山、野寄、野田、川寄、柏原、二子、八子
	第5投票所 （西郷小学校講堂）	横武、上六丁、下六丁、戸井土、尾崎西分、伏部
	第6投票所 （姉川東分公民館）	莞牟田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
千代田町	第1投票所 （千代田中部小学校体育館）	上直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、詫東、詫西、高志、下板、藤西、又南里、藤東
	第2投票所 （千代田西部小学校体育館）	原の町、境原、上犬童、下犬童、餘江、川崎、東野ヶ里、上西、下西、仲田町団地、仁戸田
	第3投票所 （千代田東部小学校体育館）	黒津、崎村、下神代、上神代、快楽、渡瀬、龍尾、柳島、大島、迎島、出来島、中津、大野、林慶
	第4投票所 （千代田中学校講堂）	下直鳥、丁太田、上地、小鹿、用作、柴尾、小森田、こすもす苑、ゆとり
脊振町	第1投票所 （脊振支所1号会議室）	広滝東、広滝西、広滝下、鹿路の一部（旧東鹿路）
	第2投票所 （ふれあい館せせらぎ）	岩政倉今（旧岩屋、旧政所、旧倉谷）
	第3投票所 （鹿路公民分館）	鹿路の一部（旧鹿路上、旧鹿路下、旧大楮）
	第4投票所 （ひのさと）	鳥羽院（旧鳥羽院上、旧鳥羽院下）
	第5投票所 （服巻公民分館）	一番ヶ瀬（旧一番ヶ瀬下、旧一番ヶ瀬上） 頭服（旧服巻、旧頭野）
	第6投票所 （久保山消防詰所）	久保山（旧白木、旧竜作、旧犬井谷、旧古賀ノ尾、旧田中、旧伊福、旧一谷）、脊振山頂自衛隊

4月22日任期満了に伴い、神埼市長・神埼市議会議員の選挙を執行します。

○選挙期日 4月15日（日）

○告示日 4月8日（日）

○定数・任期

	定数	任期
市長	1人	平成30年4月23日 から4年間
市議会議員	20人	

選挙権のある人

満18歳以上の人で、3か月以上神埼市の住民基本台帳に継続して登録され、今回の選挙用選挙人名簿に登録されている人

選挙人名簿登録の資格

（基準日平成30年4月7日）

【年齢】平成12年4月16日までに生まれ

【住所】基準日までに3か月以上市内に

住所を有する人

※転入者は平成30年1月7日までに転入

届出をした人

※市外へ転出した人は投票できません。

選挙当日の投票

○投票所

投票所は、入場券に記載しています。当日は、指定された投票所以外では投票できません。

※入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますが、本人確認のため、免許証等の提示を求めることがあります。

○投票時間

7時～20時

※脊振町第2～第6投票所は18時まで

投票所入場券

はがきで郵送します。投票できると思われる方で、投票入場券が届かないときはお問い合わせください。

※ご家族分と一緒に届かない場合があります。

※受付の際、本人確認をするためのものですが、紛失したり忘れたりしても投票することができます。



投票日当日に投票所に行くことができない方へ

『期日前投票』が便利です！

期日前投票

期日前投票は、投票日当日に次のような用務がある方が、投票所で前もって投票できる制度です。

- ☑投票日に仕事があるとき（勤務・出張・自営業の人など）
- ☑投票日に旅行やレクリエーションなどで出かけるとき
- ☑投票日に冠婚葬祭の予定があるとき

○期日前投票の手続き

期日前投票所で宣誓書を記入し、投票日と同じように投票できます。

○期間・時間

4月9日（月）～14日（土）
8時半～20時

○期日前投票所

- ・神崎市役所 1-11会議室
- ・千代田支所 1-11会議室
- ・脊振支所 1号会議室

※どの期日前投票所でも投票が可能です。

○持参するもの

※届いていない場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できます。

不在者投票

不在者投票は郵便を利用するため時間がかかります。お早めにお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

身体障害者等の人で、郵便投票証明書を持つている人が、郵便による不在者投票を希望するときは、4月11日（水）までに投票用紙などの交付を申請してください。また新たに郵便投票を希望される場合は、お早めにお問い合わせください。

○病院や施設での不在者投票

病院や老人ホームなどに入院（所）中の人は、その病院・施設が不在者投票のできる施設として指定されている場合、施設内で不在者投票をすることができま

○滞在地での不在者投票

遠方での仕事などで、市内で投票ができない人は、滞在中の市区町村選挙管理委員会です。不在者投票をすることができま



投票は2種類

市長選挙

(投票用紙)

「候補者名」を記入
(うすいピンク色)

市議会議員選挙

(投票用紙)

「候補者名」を記入
(うすいブルー色)

投票上の注意

投票用紙には、記載する場所に貼られている掲示紙を見ながら正確に書きましょう。それ以外の文字や記号は書かないでください。大切な一票が無効になる場合があります。

○代理投票

自分で候補者の氏名を書くことができない人のために、代理投票制度があります。代理投票を希望する人は、投票所受付にお申し付けください。投票の秘密は固く守られます。

開票

○日時 4月15日（日）21時～
○場所 神崎市中央公民館